



USE COMPULSORY  
These guidelines are  
global and valid for all  
markets where  
Fairtrade products are  
licensed and sold

# R-08 国際フェアトレード認証 コットンラベル使用規定

Issue 4 – Winter 2024-2025



特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン  
V4.0

# はじめに

## 目的と対象範囲

本ガイドラインは、国際フェアトレード認証コットンラベル（以下、「コットン認証ラベル」とよぶ）をコットン認証製品のパッケージ、および販売促進マテリアルに表示させる際の規定について記述する。なお、国際フェアトレード原料調達制度（Fairtrade Sourcing Ingredient）（旧、国際フェアトレード認証調達プログラム）のFSIラベルの使用については別途定めることとする。

## 事前申請

認証ラベルを使用する際は、事前にFLJにデザインを提出し承認を得なければならない。なお、認証ラベルは、国際フェアトレード認証製品の製品パッケージに対して限定的に使用されなければならない。名刺やレターヘッド等の組織全般のコミュニケーション媒体には使用してはならない。



© Fairtrade International 2024

## 目次

### Part 1 コットン認証ラベルの表示(一般)

一般事項	5
スタンダードバージョン	6
限定バージョン	7
様々な背景への表示	8
表示禁止例(単色版のコットン認証ラベル)	9

### Part3 販売促進マテリアル

ブランドとの関係 一般	26
店舗広告(Point of Sale)	27
オンラインストア、動画	28
マーケティング コミュニケーション	29
フェアトレード説明文(プロモーション用)	30

### Part 2 製品への表示

ブランドとの関係 一般	12
ブランドとの関係 スwingタグ(下げ札)	13
【衣類】製品へのコットン認証ラベル表示 縫い付けタグ(ピスネーム)	14
【カバー、フラットテキスタイル】製品へのコットン認証ラベル表示 縫い付けタグ(ピスネーム)	15
製品組成の表示 組成表示ラベル	16
製品への認証ラベル表示 プロモーション目的のテキスタイル製品	17
製品への認証ラベル表示 プロモーション目的のテキスタイル製品(店舗)	18
製品への認証ラベル表示 作業服、防護服、ユニフォーム	19
製品パッケージへの適用-1	20
製品パッケージへの適用-2	21
製品名とフェアトレードの表示	22
フェアトレード説明文 製品・プロモーション	23
製品パッケージ 申請前のチェックリスト	24



# 国際フェアトレード認証 登録商標

## コットン認証ラベル

フェアトレード認証コットンラベルは、製品の綿素材が100%フェアトレード認証を受けており、生産者から製品まで物理的に追跡可能であることを示す。

綿100%製品、または天然繊維・合成繊維と綿を混紡した製品に付与される。混紡繊維製品の場合、ラベルは製品に含まれる綿素材がすべてフェアトレード認証を受けていることを意味するが、その他の繊維素材は対象外である。製品中のフェアトレード綿の最低含有率は、完成生地全体の50%以上でなければならない。フェアトレード認証コットンラベルは製品中の綿成分のみを指し、完成品そのものを対象とするものではない。

## FSIラベル(コットン)

フェアトレード原料調達制度(FSI)のコットンのラベルは、一定量の綿がフェアトレード条件下で購入され、その相当量が完成品に使用されたことを示す。これは、企業やブランドの大規模調達を実現するが、綿は綿繰り段階以降、物理的に追跡が不可能であり、製品は従来の方式で表示することができない。このモデルはフェアトレード認証コットン生産者に新たな市場機会を提供し、農家や地域社会に大きな影響をもたらす可能性を秘める。同時に、企業には持続可能な取り組みを支援するためのフェアトレードとの新たな関わり方が提供される。

本ガイドラインはフェアトレード認証コットンラベルの使用のみを対象とする。フェアトレード調達調達制度およびその使用に関するガイドラインの詳細については、ライセンス機関に問い合わせること。

### コットン認証ラベル



### FSIラベル(コットン)



フェアトレード認証コットンラベルは、製品に使用されている綿がフェアトレード認証を受けており、物理的に追跡可能であることを示す。

FSIラベル(コットン)は、ブランドまたは事業者が、一定量の綿をフェアトレード条件で調達したことを示す。

# Part 1

## コットン認証ラベルの表示 (一般)

このセクションでは、フェアトレード・コットンラベルについて説明し、その使用方法の概要を示す。

# 国際フェアトレード認証コットンラベル

## 一般項目

### 一般事項

#### 排除区域

テキストまたはグラフィックの近くに認証ラベルを配置されるときは、認証ラベルの視覚的な独立性を維持するために、認証ラベルの周囲に $1/2X$ 以上の排除区域を確保する必要がある。 $X$ は、認証ラベル横幅を指し、白色の枠線を含めるものとする。コットン認証ラベルを表示するスペースが限られている場合は、 $1/4X$ まで排除区域を削減することができる。

#### 最小・最大表示サイズ

コットン認証ラベルは、製品パッケージまたはプロモーションマテリアルのサイズに比例した大きさで使用すること。左のサイズガイドに従って、推奨される最大および最小サイズの範囲内で、正しいサイズを選択すること。小さなサイズでコットン認証ラベルを表示させる際には、「FAIRTRADE」のテキストが読めるように注意すること。ただし、コットン認証ラベルは、横幅7mm未満で表示してはならない。

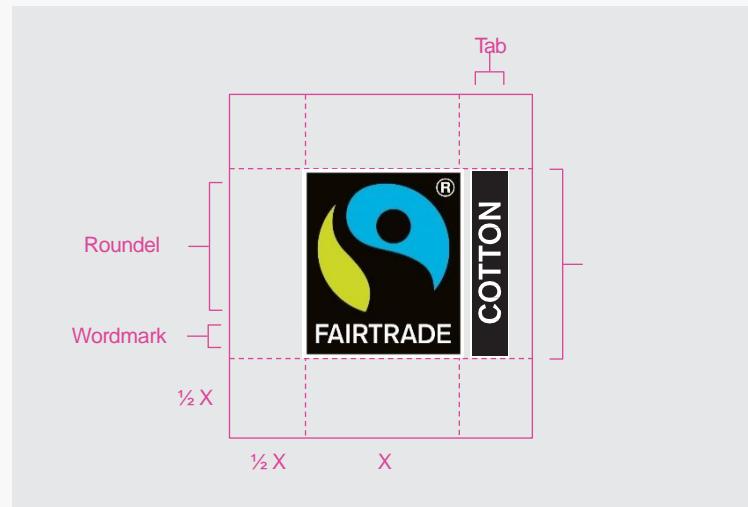
#### 色

認証ラベルはできる限りカラーで表示させることが望ましい。カラー版を利用する際には、右に指定された色を使用しなければならない。

#### 注意事項

認証ラベルが登録されていない国で製品を販売する際には、(R)マークを削除して表示すること。

### 排除区域



### コットン認証ラベルの色



Fairtrade Sky Blue  
PMS 306 C  
PMS 306 U  
CMYK 79.0.7.0  
RGB 0.185.228  
Web #00B9E4



Fairtrade Leaf Green  
PMS 382 C  
PMS 380 U  
CMYK 28.0.92.0  
RGB 190.214.0  
Web #BED600



Fairtrade White  
—  
—  
CMYK 0.0.0.0  
RGB 255.255.255  
Web #FFFFFF



Fairtrade Black  
PMS Process Black C  
PMS Process Black U  
CMYK 50.50.50.100  
RGB 30.30.30  
Web #1E1E1E

### 最小・最大表示サイズ

Format (item size)	Maximum size (width of the Mark)	Minimum size (width of the Mark)
A1 (594 x 841 mm)	66 mm	60 mm
A2 (420 x 594 mm)	46 mm	42 mm
A3 (297 x 420 mm)	33 mm	31 mm
A4 (210 x 297 mm)	21 mm	19 mm
A5 (148 x 210 mm)	15 mm	13 mm
A6 (105 x 148 mm)	15 mm	13 mm
A7 (74 x 105 mm)	13 mm	11 mm
A8 (52 x 74 mm)	11 mm	7 mm

# 国際フェアトレード認証コットンラベル スタンダードバージョン

## スタンダードバージョン

コットン認証ラベルは、カラー版と白黒版とがある。

### コットン認証ラベル

カラー版の利用が強く推奨される。白黒版の使用は、例外として使用が認められることがある。

コットン認証ラベルのデータは、CONNECT 「ドキュメント」よりダウンロードできる。

<https://www.connectfairtrade.org/ja/documents>



**Colour Mark**  
Full colour, CMYK or Pantone

**EPS files:**  
FM\_COTTON\_CMYK\_NEW  
FM\_COTTON\_PMS\_NEW

**Black & White Mark**  
Black only, white is visible

**EPS file:**  
FM\_COTTON\_BW\_NEW

# 国際フェアトレード認証コットンラベル 限定バージョン

## 限定的に使用が許可されるバージョン

印刷の色が制限され、コットン認証ラベルを白、または黒のみでしか印刷することができない場合に限り、黒版、白版の認証ラベルの使用を例外的に認める。

しかしながら、可能である限りカラー版の利用を強く推奨する。

### 色のついた背景に印刷場合

白、黒版の認証ラベルは、ナチュラル色など背景色と認証ラベルのすべての要素の間に十分なコントラストがある場合に限り、印刷することができる。

パターン、模様のある背景、明るい色の背景に印刷してはならない。

The Black and White FAIRTRADE Cotton Marks



Single colour Mark  
Single colour Black Mark

EPS file:  
FM\_Cotton\_Black\_New

Single colour MH Mark  
Single colour Black  
Max Havelaar Mark

EPS file:  
FMMH\_Cotton\_Black\_New

Single colour Mark  
Single colour White Mark

EPS file:  
FM\_Cotton\_White\_New

Single colour MH Mark  
Single colour White  
Max Havelaar Mark

EPS file:  
FMMH\_Cotton\_White\_New

# 国際フェアトレード認証コットンラベル

## 様々な背景への表示

### 模様や色のついた背景に認証ラベルを表示させる場合

認証ラベルは(®マークも含む)必ず鮮明に表示させ、他のグラフィックや背景の模様によって目立たなくなってしまいかねない。

白以外の背景に認証ラベルを表示させる時は、認証ラベルの枠線を表示させ、認証ラベルと背景に明確なコントラストをつけること。

認証ラベルが非常にぎやかな背景に対して使用されている場合、認証ラベルの周囲に境界を追加で表示させる必要がある。境界は、排除区域の半分以上(すなわち、1/4 X以上)である必要があり、透明度のある白、または白とする。境界の枠線は黒でもよいが、その他の色は使用できない。



薄い色の背景に表示させる場合  
認証ラベルの枠線は必ず表示させる



にぎやかな背景への表示例  
半透明の白の境界を付けた場合



にぎやかな背景には直接表示してはならない



暗い色の背景に表示する場合  
認証ラベルの枠線を必ず表示させる



にぎやかな背景への表示例  
不透明な白の境界を付けた場合

# 国際フェアトレード認証コットンラベル

## 表示禁止例(単色版のコットン認証ラベル)

### コットン認証ラベルの表示禁止例

#### 白バージョン、黒バージョンの単色コットン認証ラベル表示

白または黒の単色のコットン認証ラベルは、模様のある背景、明るい色の背景には表示してならない。

#### フェアトレードカラーの使用の禁止

コットン認証ラベルと製品ブランドとの混同を避けるため、リーフグリーンとスカイブルー、又はそれらに良く似た色はブランド、製品パッケージ、タグ類、および販売促進マテリアルに使用してはいけない。(図01/02)

すでにそれらの色がブランドに使用されている場合には白黒版の認証ラベルをパッケージや、販促物に使用すること。(03)。

#### 表示禁止例



黒または白版の認証ラベルは、明るい色の背景色に印刷してはならない。



黒または白版の認証ラベルは、パターンまたは模様のある背景に印刷してはならない。



黒版の認証ラベルを白で印刷してはならない。白版の認証ラベルとコントラストが逆になる。



白版、黒版の認証ラベルを白、黒以外の他の色で印刷してはならない。



01



02



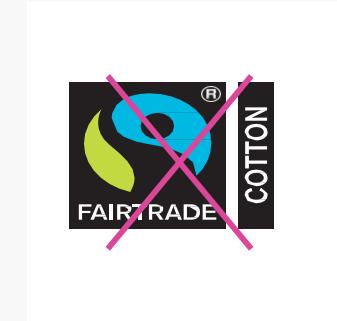
03

# 国際フェアトレード認証コットンラベル 表示禁止例(カラー版のコットン認証ラベル)

## コットン認証ラベルの 表示禁止例

認証ラベルは国際登録商標であり、いかなる要素の色、形に対し変更を加えてはいけない。

フェアトレード組織から提供されたコットン認証ラベルのデータのみを使用することができる。



コットン認証ラベルのデザイン  
や色を変えてはならない

「COTTON」タグの位置を  
変更したり、色を変えては  
ならない

認証ラベルを一方方向の  
み伸ばしたり、縮めたりし  
てはならない

色を変えてはならない



フレームをつけたり他のデ  
ザインと融合させたりして  
はならない



認証ラベルを回転させては  
ならない



認証ラベルの要素を削除して  
はならない

## PART 2 製品への表示

このセクションでは、フェアトレード・コットンラベルが製品にどのように使用されなければならないかについての情報を提供する。

# ブランドとの関係

## 一般

以下のルールは、コットン認証ラベルやフェアトレードという言葉を製品パッケージ、スwingタグ、包装紙、販促物等、すべてのマテリアルに利用する際に適用される。

### ブランドとの関係

コットン認証ラベルを製品パッケージに表示する際には、ブランド名や製品名も併せてパッケージの正面に表示させなければならない。ただし、認証ラベルがあたかも製品のブランドマークや会社名と誤って認識されるように表示しないこと。認証ラベルは常にブランドより小さく表示されなければならず、ブランドよりも目立って表示してはいけない。

また認証ラベルは、ブランドのない製品には決して表示しないこと。

### 必須表示項目

#### ブランド名、コットン認証ラベル、フェアトレード説明文

(URLを含む)は必須表示項目とする。製品名もできる限り表示されること。

コットン認証ラベル、ブランド名、製品名はパッケージ表面に表示しなければならないが、フェアトレード説明文は側面または裏面でもよい。

製品に認証コットン以外の素材が使用されている場合、認証コットンの組成を表示すること。(15、20ページ参照)

### 任意表示項目

サブブランド名、製品説明(product descriptor)、および21ページに示すフェアトレード説明文の追加テキストの表示は任意とする。

### 表示必須項目



コットン認証ラベル

### 任意表示項目



コットン認証ラベル以外の必須表示項目、任意表示項目は、製品パッケージ、タグ等の表面、側面、裏面、いずれの面に表示してもよい。

# ブランドとの関係

## スwingタグ(下げ札)

ブランドとの関係に関する規定はスwingタグ(下げ札)にも適用される。スwingタグは、製品パッケージのない、衣服、家庭用リネン製品、そのほか小売店及びオンラインショップで販売されるすべての製品につけなければならない。

スwingタグには、以下のいくつかのフォーマットがある。前項で説明されたフェアトレードに関する表示項目は、以下の組み合わせで配置することができる。

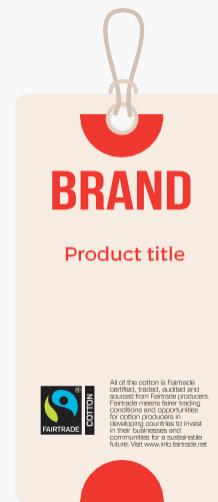
01 表面に認証ラベルに関する項目すべてを記載し、裏面にその他製品情報を記載する。

02 表面にブランド名と製品名、コットン認証ラベルを表示し、裏面の製品情報の余白にフェアトレード説明文を記載する。

03 コットン認証ラベルを表面に表示し、裏面にもフェアトレード説明文とともにコットン認証ラベルを表示する。

ブランド名とコットン認証ラベル、フェアトレード説明文(URLを含む)は表示必須項目である。製品名も記載することを強く推奨する。

**スwingタグ(下げ札)** :衣服、家庭用リネン製品、布ロールなどを含む消費者向け製品を小売店舗またはオンラインショップで販売する際には、スwingタグをつけなければならない。ただし、製品パッケージにコットン認証ラベルと必須表示項目が表示されている場合を除く。



01 コットン認証ラベルとフェアトレード説明文がブランド名のある表面に表示されている



02 コットン認証ラベルが表面に、フェアトレード説明文が裏面に表示されている



03 コットン認証ラベルが表面に表示されており、裏面にもフェアトレード説明文とともに表示されている

### 布ロール用の説明文:

布ロールのスwingタグは、フェアトレード説明文に近接した箇所へ、次のような注意書きを表示しなければならない:

この布から作られた製品にコットン認証ラベルをつけてフェアトレード認証製品として販売することはできません。製造組織が別途製造認証と、ライセンスを取得する必要があります。詳細はフェアトレード・ラベル・ジャパンにお問合せ下さい。([fairtrade.net/jp-jp](http://fairtrade.net/jp-jp))

# 【衣服】製品へのコットン認証ラベル表示 縫い付けタグ(ピスネーム)

## 縫い付けタグ(ピスネーム)

小さなアイテムを除き(注)、製品にブランドの縫い付けタグと並べて、認証ラベルのタグを印刷、または刺繡して縫い付けること。

コットン認証ラベルは、製品のブランドまたはブランドオーナーであるかのような誤解を与えるような表示をしてはならない。コットン認証ラベルタグを製品につける際には、ブランド名を別のタグに表示するか、もしくはブランド名を製品にプリントまたは縫い付けるなどをして、ブランド名を明示しなければならない。

縫い付けタグにスペースがあれば、22ページのフェアトレード説明文またはFLJのURLを記載してもよい。

(注)靴下、下着など、その他通常タグをつけない小さなテキスタイル製品

このガイドラインで明示されている作業服、ユニフォームに適用される“例外”を除き、コットン認証ラベルを製品外側に直接プリントしたり、縫い付けたり、刺繡したりしてはいけない。

### スwingタグ

小売店舗またはオンラインショップで製品を包装せずに販売する場合、スwingタグもつけて販売しなければならない。詳細は12ページを参照。

B2B販売の場合、スwingタグは必ずしも必要ないが、コットン認証ラベルとFLJのURLを記載した縫い付けタグを製品の内側に縫い付けること。

また、コットン認証ラベルとフェアトレード説明文はブランドのウェブサイト製品ページ(販売者)とカタログに表示しなければならない。



製品パッケージのない衣類などの表示例:  
ブランド名とコットン認証ラベルを表示した下げ札と共に、縫い付けタグを製品に縫い付けること。

BRAND



ブランド名とコットン認証ラベルが  
別々のタグに表示され、並んで製品  
内側に縫い付けられた例

BRAND



ブランドタグの下にコットン認証ラ  
ベルのタグが縫い付けられた例

BRAND



FLJのURLをコットン認証ラベル  
のタグに表示してもよい

# 【カバー、フラットテキスタイル】製品へのコットン認証ラベル表示 縫い付けタグ(ピスネーム)

## 縫い付けタグ(ピスネーム)

製品パッケージのない、カバーやフラットテキスタイル

タオル、ふきん、手ぬぐい、スカーフなどの製品パッケージのないテキスタイル製品には、ブランドタグと共にコットン認証ラベルのタグを縫い付けること。ただし、タグは製品表面または裏面の一方の端に縫い付けなければならない。“裏面”的なカバー製品の場合は、製品外側にタグを縫い付けること。

## 小さなテキスタイル製品や、包装用の袋(プレゼントーションバッグ)

靴下やハンカチ、下着などそのほか通常縫い付けタグをつけない小さなテキスタイル製品には、コットン認証ラベルの縫い付けタグはつけなくてよい。また、オンラインショップで包装用に使われる袋(プレゼントーションバック)についても、縫い付けタグは不要とする。

## スwingタグ(下げ札)

包装せずに販売される商品には、小売店またはオンラインショップで販売する時点で、ブランド名、コットン認証ラベル、フェアトレード説明文の表示されたスウイングタグをつけること。製品名は必須ではないが表示することを推奨する。12ページを参照



BRAND



ブランド名とコットン認証ラベルが  
別々のタグに表示され、並んで製品  
外側に縫い付けられる例

BRAND



ブランドタグの下に縫い付けられた  
コットン認証ラベルタグの例

# 製品組成の表示

## 組成表示ラベル

### 認証コットン100%からなる製品

認証コットン100%からなる製品の場合、家庭用品品質表示法で定められている繊維の組成表示欄への「国際フェアトレード認証」の表記は任意とする。表示する場合には、以下に注意すること。

「フェアトレード認証コットン」また「フェアトレードコットン」の表記は、日本の繊維リストには含まれていないため、図03のような表示はできない。

図02のように、コットン組成表示「綿 100%」の直下に、「国際フェアトレード認証」と同じフォントで記載することができる。

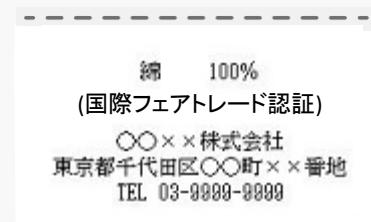
ただし、コットン認証ラベルのタグが製品に縫い付けられている場合に限る。

### 組成表示の例

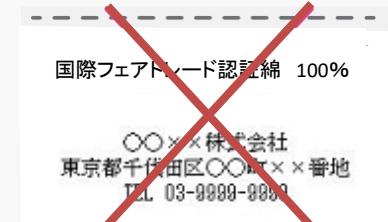
#### 100%認証コットンからなる製品



01 フェアトレードの表示をしない場合



02 「綿 100%」の表記に(国際フェアトレード認証)と表示してもよい。ただし、コットン認証ラベルが同じタグまたは別のタグに表示されている場合に限る。



03 「国際フェアトレード認証綿 100%」又は、「フェアトレード認証綿 100%」という表記はしてはならない。

### 混合繊維製品

消費者は製品を選択する時点で、製品がフェアトレード認証コットン100%ではないことに気づかなければならぬ。したがって、認証コットン以外の繊維を使用している場合、組成表示で全体に対する認証コットンの割合を示す必要がある。

家庭用品品質表示法で定められた繊維の組成表示欄へは、図04に示すように記載すること。

#### 混合繊維製品



04 混合繊維の場合、組成表示欄に認証コットンの割合を明確に表示すること。



# 製品への認証ラベル表示

## プロモーション目的のテキスタイル製品

### プロモーショングッズ

認証コットン製品をフェアトレード、または製品のプロモーション目的で使用する場合は、製品の内側または外側にコットン認証ラベルをタグに印刷または刺繡し織り込んで表示させることができる。プロモーショングッズの例として、バッグ、エプロン、帽子、Tシャツなどが挙げられる。

コットン認証ラベルは、ブランド名が明確に表示された認証コットン100%からなる製品のみ表示してもよい。その際、FLJとの合意がない限り、コットン認証ラベルがブランドオーナやスポンサーであるかのような誤解を与える表示をしてはならない。

これらの製品のブランドは通常、プロモーション製品の所有組織となる。たとえば、スーパーマーケット、書店、その他の小売店、銀行などの企業、またはNGOなどの団体が該当する。

コットン認証ラベルは、製品内側、または右図に示すように製品外側にフラグのように縫いつけることができる。

コットン認証ラベルは、製品の外側に直接プリントしたり刺繡したり、縫い付けたりすることはできない。

### 製品組成に関する例外

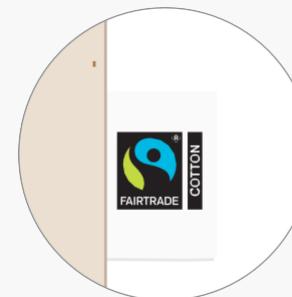
製品組成が認証コットン100%ではない場合、「INCLUDEDS」の表記と共にコットン認証ラベルを右図のように使用することができる。ただし、事前にFLJに許可を取ること。



コットン認証ラベルのタグの使用例  
(100%認証コットンからなる製品)



「INCLUDES」の表記のあるコットン認証ラベルのタグ。プロモーショングッズのみ例外として許可される。



プロモーションを目的としたスローガンを表示させた認証コットン100%のTシャツ。コットン認証ラベルタグをTシャツの脇に縫い付けている。ブランド名は必ずTシャツに表示する。スローガンはどこに表示させてもよい。



注意事項：制服やスタッフの作業着は、プロモーション衣類として該当しない。規定については、18ページを参照のこと。

# 製品への認証ラベル表示

## プロモーション目的のテキスタイル製品(店舗)

### プロモーショングッズ

店舗でのディスプレイ用バッグ、またギフト用バッグとして小売り店舗で使用されるバッグは、コットン認証ラベルのタグを縫い付けなくてもよい。

ただし、コットン認証ラベルとフェアトレード説明文が表示されたスwingタグをつけなければならない。12、19ページの規定を参照のこと。

認証製品が販売されている店舗、カフェ、飲食店等でフェアトレードのプロモーションテキスタイルアイテムを使用する際は、行動を喚起(Call to Action)するメッセージを表示させること。

(表示例)

- Ask for our Fairtrade Products.
- All of our coffee is Fairtrade./We offer Fairtrade Coffee.
- 国際フェアトレード認証製品についてお気軽に  
お尋ね下さい
- 国際フェアトレード認証ラベルの付いた製品を  
お買い求めください



フェアトレード認証製品のプロモーション用ショッピングバッグ。認証ラベル(コットン認証ラベルではない)をプリントしてもよい。

### プロモーショングッズのメッセージ

プロモーショングッズのデザイン、目的、およびメッセージは、フェアトレードを効果的に見せるため慎重に検討する必要がある。プロモーショングッズに表示する行動喚起メッセージ(Call to Action)は、認証ラベルの表示と共にFLJの承認を得ること。



カフェなどの飲食店、店舗で使用される  
プロモーション用のエプロン。

# 製品へのコットン認証ラベルの表示 作業服、防護服、ユニフォーム

## 作業服およびユニフォーム

企業、団体、行政機関等のユニフォームや作業服に認証コットンが使用されている場合、製品の内側または外側にコットン認証ラベルのタグを付けることができる。(図A,B)

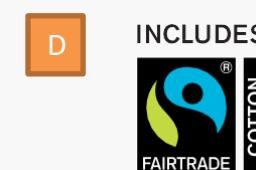
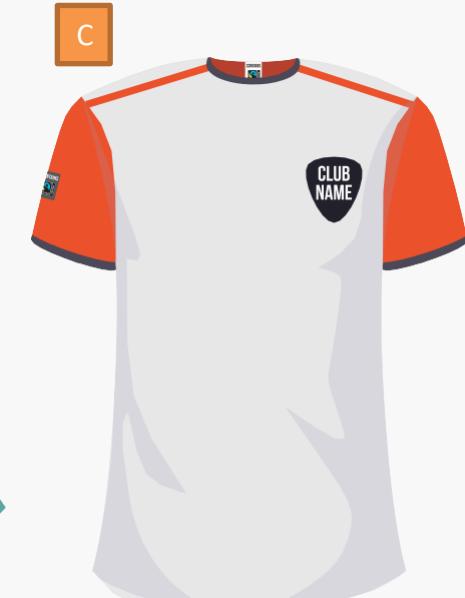
ただしその場合には、企業、団体、行政機関等の名前やロゴマークが製品の外側に鮮明に印刷されていなければならない。

認証コットン100%ではない製品には、「INCLUDES」のテキストが表示されたタグ(図D)を製品に貼付すること。

### 例外:

例外的な取扱いとして、ユニフォーム、ワークウェアには、企業、団体、行政機関の名前又はロゴが製品の外側にプリントされている場合に限り、コットン認証ラベルを製品の外側に直接プリント、刺繡、または縫い付けることができる。(図C)

ただし、共同ブランディングやスポンサー名の表示は許可されていない。



### 作業服、防護服、ユニフォームのみに適用される製品組成ルール:

全製品のテキスタイル部分に占める認証コットンの割合が**30%以上**であれば、認証製品として承認される。ただし、非認証コットンを使用してはならない。

A: 企業ブランド名が製品の外側にプリントされたユニフォームには、コットン認証ラベルのタグを製品内側ネック部分に縫い付けることができる。認証コットン100%でない製品は、「INCLUDES」を表示させる。

B: 認証コットン100%の製品には、外側にコットン認証ラベルのタグを付けることができる

C: (例外)企業、団体、行政機関の名前又はロゴがプリントされている場合に限り、コットン認証ラベルを製品の外側に直接プリント、刺繡、または縫い付けることができる。

認証コットン100%ではない製品には、「INCLUDES」コットン認証ラベル(図D)を利用することができます。

# 製品パッケージへの適用-1

## 製品パッケージ

消費者が店頭で認証製品であることが識別できるよう、製品パッケージ、包装紙などには必ずコットン認証ラベルを表示させなければならない。製品パッケージのない製品には、スwingタグ(下げ札)をつけること。(12ページを参照)

### ブランドとの関係

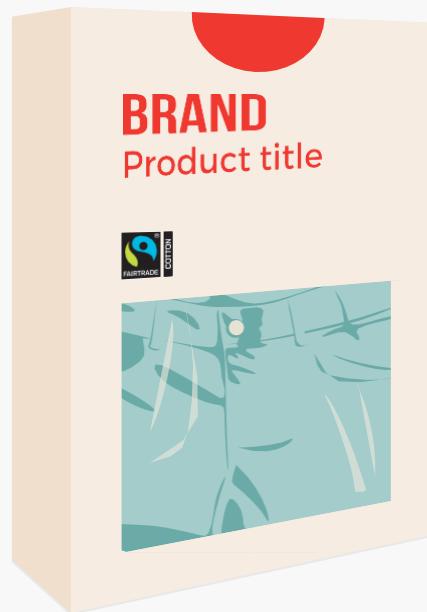
コットン認証ラベルがブランドよりも目立ってはいけない。詳細は、11ページを参照のこと。

### 表示必須項目

11、12ページを参照のこと。

フェアトレード説明文(22ページ参照)は、認証ラベルの横、または裏面、側面のいずれの箇所に表示してもよい。

プレゼント用の袋(プレゼンテーションバッグ)は、認証コットン作られており、フェアトレード認証製品が入っている場合にのみに使用できる。スwingタグ(下げ札)は、袋の中の認証製品、または袋の外側のいずれかに取り付ける必要がある。両方につけてもよい。



例: 認証コットンラベルが表示された箱型パッケージ。フェアトレード説明文は裏面に表示されている。



例: スwingタグのついたプレゼント用の袋(プレゼンテーションバッグ)



例: ブランド、認証コットンラベル、フェアトレード説明文がパッケージ表面に表示されている。

靴下、ハンカチ、プレゼント用の袋など、通常内側、もしくは外側に縫い付けタグを付けない製品には、コットン認証ラベルの縫い付けタグは不要である。

# 製品パッケージへの適用-2

## 混合製品への表示

フェアトレード認証製品のコットン部分は、すべて認証コットンを使用しなければならならず、非認証コットンの使用は認められていない。

コットン部分以外の製品の一部に、非認証材料を使用する場合には、認証コットンの占める割合は全体50%以上でなければならない。

様々な材料からなる製品の場合、認証コットンがどこに使用されているのかを、コットン認証ラベルの隣や製品説明部分に明記しなければならない。

(記載例)

- ・ フェアトレード認証コットンでつくられた羽根布団カバー
- ・ 靴の布地にフェアトレード認証コットンを使用
- ・ ジャケットのインナーライニングにフェアトレード認証コットンを使用

混合繊維製品の場合、認証コットンの割合を認証ラベルの隣かフェアトレード説明文とともに記載すること。認証コットン以外の繊維の割合は任意表示とする。

- ・ フェアトレード認証コットンでつくられた布団カバー  
(認証コットン60%, [他の繊維名]40%)
- ・ スポーツシューズの布地に認証コットンを使用  
(認証コットン70%, [他の繊維名] 30%)
- ・ ジャケットのインナーライニングにフェアトレード認証コットンを使用  
(認証コットン50%, [他の繊維名] 50%)



製品パッケージ:  
コットン認証ラベルの隣に、  
認証コットンが使用された部  
分を明確に記載すること。

例)アウターカバーにフェア  
トレード認証コットンを使用



スwingタグ(下げ札):コットン認証ラ  
ベルの隣に、認証コットンが使用された  
部分を明確に記載すること。

# 製品名とフェアトレードの表示

## 製品名

トレーダー基準にはいくつかの製造に関する項目を定めているが、原料のシードコットンのみがフェアトレードの対象であり完成品全体を対象とはしていない。従い、「フェアトレード」を製品タイトルの一部として使用することはできない。

### 企業とフェアトレードの表示方法

フェアトレードの範囲をこえることを暗示する表現、コットン認証ラベルまたはフェアトレード基準について消費者に誤解を与える表現、認証ラベルの価値を下げるような可能性がある表現は使用することができない。

また、商品のコピーにフェアトレードや認証コットンと、製品の品質を関連づける記述をしてはならない。

### オーガニック

認証コットンがオーガニック(有機)である場合、以下のような表現を用いることができる。

- ✓ フェアトレード・オーガニックコットン
- ✓ オーガニック・フェアトレードコットン
- ✓ フェアトレード オーガニックコットン

## 製品名の例

### 使用可能な例

- ✓ フェアトレード認証コットンを使用したジーンズ
- ✓ フェアトレード認証コットンを使用した布団カバー
- ✓ フェアトレード認証コットンをテキスタイル部分に使用したスポーツシューズ

### 許可されない例

- ✗ フェアトレード(認証)ジーンズ
- ✗ フェアトレード(認証)Tシャツ
- ✗ フェアトレード(認証)タオル

## 企業・団体とフェアトレードの表示方法

### 使用可能な例

- ✓ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証コットンを用いた製品の取扱いをしております。
- ✓ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証コットン製品の製造をしています。
- ✓ 株式会社●●で取り扱うすべてのTシャツは国際フェアトレード認証コットンを使用しています。

### 許可されない表示例

- ✗ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証を取得しています。

- ✗ 株式会社●●は、国際フェアトレード認証製造組織です。

# フェアトレード説明文 製品、プロモーション

## フェアトレード説明文

フェアトレード説明文は、製品に使用される認証コットンについて記載している。URLを含めたフェアトレード説明文は、製品パッケージに必ず表示にしなければならない。

フェアトレード説明文は、他の非認証原料の説明や、製品の品質、機能、特長を説明する記述とは離して記載しなければならない。

### Fairtrade URL

Fairtrade URLは、消費者にフェアトレードについて追加情報を提供するために表示させる。フェアトレード説明文の一部であり省略することはできない

日本で販売される製品には、FLJのウェブサイト(fairtrade.net/jp-jp)を表示させ、海外で販売する場合はFairtrade International (info.fairtrade.net/sourcing)のURLを表示させること。

### フェアトレード説明文への追記、発展的な記述

ここで記載されたフェアトレード説明文を基に事業者が、発展した記述を考えてもよい。ただし、フェアトレード説明文は認証コットンのみを参照し、製品、事業者に関する内容と関連付けてはならない。

使用する前に、FLJに必ず記載事項の許可をとらなければならない。

## フェアトレード説明文

### 略式版

製品に使用されているコットンは、フェアトレード認証生産者から基準に従って調達された認証コットンです。  
[fairtrade.net/jp-jp](http://fairtrade.net/jp-jp)

### 推奨版

製品に使用されているコットンは、フェアトレード認証生産者から基準に従って調達された認証コットンです。  
フェアトレードは、公正な取引条件、社会発展および環境保護を促進することにより、開発途上国のコットン生産者の持続的な発展に貢献しています。  
特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン  
[fairtrade.net/jp-jp](http://fairtrade.net/jp-jp)

留意点: 略式版に記載された内容は、URLを含めすべて記載しなければならない。推奨版の第二文とFLJ団体名は任意表示である。

### スペースが非常に限られている場合

(スペースが非常に限られている場合、または(かつ)複数の言語を表示する必要がある場合のみに適用)

製品に使用されているコットンは、国際フェアトレード認証コットンです。  
[fairtrade.net/jp-jp](http://fairtrade.net/jp-jp)

### 例外

スペースが最小限であり、上記短いバージョンでさえ表示できない場合は、Fairtrade URLのみを単独で表示させることもできる。

詳細はこちら: [fairtrade.net/jp-jp](http://fairtrade.net/jp-jp)

Fairtrade URLはコットン認証ラベルのタグにも表示してよい。  
(13ページ参照)。

## 追加テキスト(任意)

### 購買促進

A. この製品を購入することは、開発途上国の生産者や労働者の労働条件と生活状況の改善および環境保全の促進につながります。

B. この製品を購入することは、開発途上国のコットン生産者がフェアトレードのビジネスを発展させ、生産者自らの力で地域社会と生産環境を改善し持続可能な未来を切り開くことにつながります。

### 地域支援

フェアトレードは、開発途上国のコットン生産者へより公正な貿易条件と機会を提供し、持続可能な未来のために生産者が自らの力で地域社会や環境を改善していくことにつながります。

### サステナビリティ

A. コットンの生産地域における社会の持続可能性の向上と、環境保護を促進するため、厳格な国際フェアトレード基準が設けられています。

B. フェアトレード条件でコットンの取引量を増やすことで、フェアトレード生産者はより公正な取引条件を得られ、社会変革を促進し、環境保護活動に取り組むことができます。

### 国内

フェアトレード・ラベル・ジャパンは、現在の貿易体制のなかで不利な立場にある途上国の生産者や労働者の自立支援に取り組む特定非営利活動法人です。中南米、アフリカ、アジアの生産者と、世界の消費者とのネットワークのもとで、より公平で持続可能な世界を目指しています。

# 申請前のチェックリスト

## 認証ラベルの申請

認証ラベルを使用する際は、印刷・掲載前にFLJにデザインを提出し承認を得なければならない。

FLJに提出する前に、左のチェックリストを使って本規定に従って製品パッケージや販促物が作成されているかを確認すること。承認までに要する時間を短縮できる。



- 【一般】認証ラベルはカラー版を使用していますか。  
⇒5ページ
- 【一般】認証ラベルの周囲には1/2X以上の排除区域が確保されていますか。  
⇒4ページ
- 【製品パッケージ・下げ札】製品パッケージ、下げ札には、ブランド名、認証ラベル、フェアトレード説明文(URL)が表示されていますか。認証ラベルはブランド名より目立つよう表示してはいけません。  
⇒11、12、19ページ
- 【製品パッケージのない製品】ブランドや認証ラベルが表示された下げ札と、縫い付けタグ(※小さな製品を除く)がつけられていますか。  
⇒13、14ページ
- 【縫い付けタグ】製品のブランドが製品の外側に表示されていますか。ブランド表示のない製品には、認証ラベルの縫い付けタグを単独で使用することはできません。  
⇒13、14、16、17ページ
- 【製品名】フェアトレードシャツ、フェアトレードタオル、といった製品名は禁止されています。「フェアトレード」という言葉を使用する際には、必ず「フェアトレードコットン〇〇〇」として下さい。  
⇒21ページ
- 【混合繊維】認証コットン以外の素材が使用されている場合、認証コットンがどこに使用されているか、または認証コットンの組成割合は明確に表示されていますか。  
⇒15、20ページ

# PART 3 販売促進マテリアル

このセクションでは、フェアトレード認証コットンを使用した完成品・ライセンス製品の販促にフェアトレード・コットンラベルを使用する場合の適用について説明する。

# ブランドとの関係

## 一般

### 販売促進マテリアル

企業(団体)やブランドは、店舗、オンラインストア、または印刷されたカタログなどで、認証製品の販売促進を目的として、認証ラベルを使用することができます。

### コミュニケーション ガイドライン

いかなるコミュニケーションも、製品に使用されている認証コットンにコミュニケーションの焦点を当てなければならぬ。会社、ブランド、製品レンジ、製品自身、または製品が認証コットン100%でない場合その他の組成繊維と関連付けて、認証ラベルを表示してはならない。

### 表示必須項目

販売促進マテリアルにコットン認証ラベルを使用する際には、必ずブランドまたは会社名、製品名が記載されていなければならない。

また、コットン認証ラベルの近くに「Made with Fairtrade Cotton」、「国際フェアトレード認証コットンを使用しています」等の認証コットンに関する記載をしなければならない。

混合繊維の場合は、認証コットンがどこに使用されているのかも明記すること。

Note: 製品へのフェアトレード説明文(22ページ)とURLの記載は任意とする。URLのみ記載してもよい。

フェアトレード説明文(プロモーション用)は29ページを参照のこと。

コットン認証ラベル



Example for POS materials: store banner

# 販売促進マテリアル 店舗広告 (Point of sale)

## 設置位置

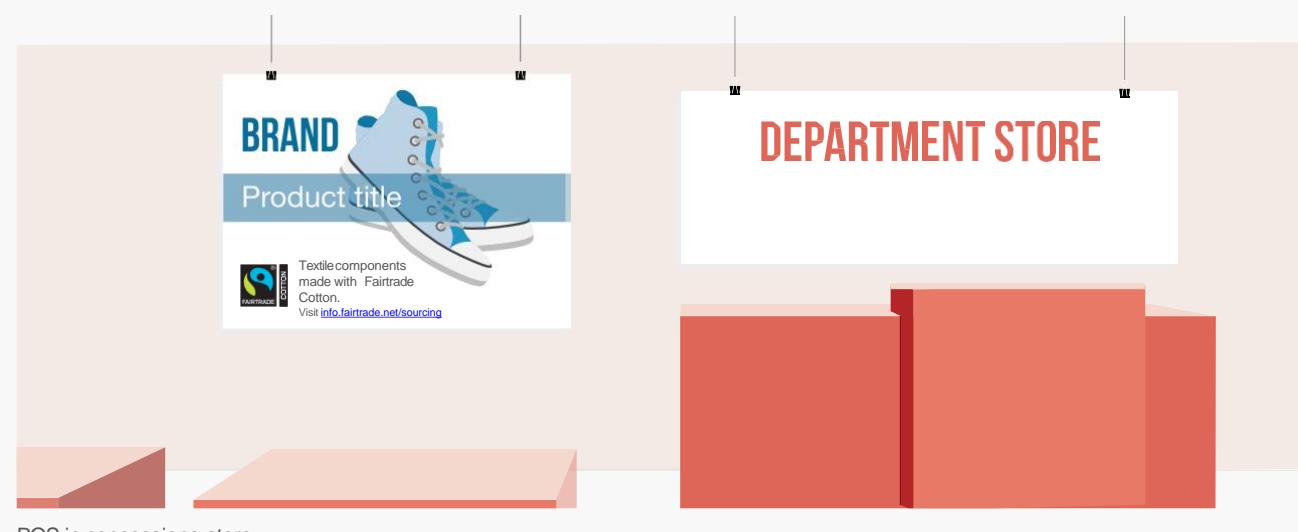
店舗で使用される販売促進マテリアルは、認証製品の近くに配置されることが望ましい。通路や展示ウインドウなど製品から離れて表示する場合には、消費者が対象となる認証製品を容易に認識でき、売り場が分かるように表示のしなければならない。

### ブランドストアでの販売促進マテリアル

ブランドストアにおいては販売促進マテリアルにブランド名を表示させる必要はない(右図上)。ただし、すべての製品が認証製品であるかのような表示をしてはならない。



POS in company or brand store



POS in concessions store

# 販売促進マテリアル オンラインストア、動画

## オンライン

### 表示必須項目

フェアトレード説明文は、コットン認証ラベルの隣に表示すること。fairtrade.net/jp-jpへのリンクを認証ラベルに貼るか、URLのテキストを表示させること。

海外で販売する際には info.fairtrade.net を表示させる。

ウェブページやオンラインショップにおいて、認証製品と共に非認証製品も販売している場合には、必ず認証製品の近くにコットン認証ラベルを表示させなければならない。

### 認証ラベルの固定表示

コットン認証ラベルのバナーを、フッターやサイドの固定バーに表示させててもよい。ただし、実際よりも多くの認証製品を取り扱っていることを示唆するような表示、コットン認証ラベルが会社またはブランド自身を認証しているような印象を与える表示をしてはならない。

### 動画

動画広告(例えば、テレビ、映画、スクリーンアニメーション)では、フェアトレードと製品の関係が明確であれば、「Made with Fairtrade Cotton」ストラップラインは表示させなくてもよい。ただし、「Made with Fairtrade Cotton」を表示することを推奨する。

ストーリーボード作成段階でFLJにドラフトを提出すること。



#### A call to actionの例:

- ・フェアトレード認証コットンを使用した製品を取り扱っております
- ・フェアトレード認証コットンを使った製品はこちら
- ・フェアトレード認証コットン製品をぜひお試しください

### 禁止事項

製品の広告主が国際フェアトレードラベル機構、又はFLJであるかのような印象を与えることを避けるため、コットン認証ラベルをページ右下に配置してはならない。

# 販売促進マテリアル マーケティング コミュニケーション

企業(団体)またはブランドは、認証製品をプロモーションするため、広告、雑誌、ソーシャルメディア、宣伝用Eメール、カタログなどで、認証ラベルを使用することができます。

ただし、レターヘッド、名刺、電子メールの署名などコーポレートアイデンティティーを示す一部として、認証ラベルを表示することは許可されていない。

## コミュニケーション ガイドラン

認証ラベルを用いて会社、ブランド、製品レンジまたは製品自身についてのコミュニケーションをしてはならず、認証製品の認証コットンに関連していなければならぬ。

また、フェアトレードの効果と生産者ストーリー(事例)についてのコミュニケーションは、証明できるものでなくてはならない。

## 表示必須項目と推奨項目

製品用、またはプロモーション用のURLを含めたフェアトレード説明文(22ページ又は、29ページ)は、デジタル、紙媒体のいずれでもあっても必ず表示させること。フェアトレード説明文の追加テキストを、表示させてもよい。(29ページ参照)

## Corporate literature

企業が年次報告書、プレスリリース、CSR報告書にコットン認証ラベルを表示させる場合は、コットン認証ラベルとフェアトレード説明文とを隣接して表示させなければならない。  
例外として、フェアトレード説明文のURLは任意表示とする。



# 販売促進マテリアル フェアトレード説明文(プロモーション用)

## 必須情報

認証コットンのみが国際フェアトレード基準に従って認証されている。従い、すべての認証製品のプロモーションマテリアルに、この事実を明確に表記する必要がある。

この意味で、製品が「フェアトレード認証工場」または「フェアトレードサプライチェーン」で製造されている、という主張はしてならない。

また、フェアトレードおよび/またはフェアトレード認証コットンに関する説明文は、他の調達または倫理的スキームに関するメッセージと混同してはならない。  
コットン認証ラベルおよびそれに関連するフェアトレードのメッセージは、他の認証ラベルおよび主張から明確に区別されなければならない。

認証コットンの調達計画、認証製品を増やすなどの公表については、認証ラベルを表示せずテキストのみでもよい。

## フェアトレード説明文(必須)

■認証製品が認証コットン100%で作られている場合、以下の説明文を認証コットンの近くに表示させること。

Made with Fairtrade Cotton  
国際フェアトレード認証コットンからなる製品です。

■製品が混合繊維で作られている場合、以下の説明文をコットン認証ラベルの近くに表示させること。

The cotton in the multi-blend is Fairtrade certified  
この製品に使われているコットンは、国際フェアトレード認証コットンです。

または、Made with Fairtrade Cotton\*(認証コットンからなる製品です\*)のように最後にアスタリスクをつけて、以下のテキストを表示させてもよい。

\*この製品に使われているコットンは、すべて国際フェアトレード認証を受けています。

## 追加の説明文(任意)

追加の説明文に関しては、22ページも参照のこと。

販売促進を目的で使用されるフェアトレードに関するすべての記載事項は、問合せがあった際に検証可能でなければならない。プロモーションをする際には、製品に含まれる認証コットンの組成にも注意を払う必要がある。

### 調達に関する説明文

私たちの [製品レンジ] に使用されるコットンは、国際フェアトレード認証を受けています。

わが社は、[国名]のフェアトレードコットン認証生産者から[製品レンジ]に使われるコットンを調達しています。

### フェアトレード価格とプレミアムに関する記載

具体的な検証データがない限り、特定の国のフェアトレード生産者への恩恵について伝えることは許可されない。

以下のような記述は、証拠となるデータある場合に限り許可されている。

[国名] のフェアトレード認証コットン生産者は、フェアトレードプレミアムを使って学校を建設しました。

---

## Trademark

The FAIRTRADE Cotton Mark is a certification mark and trademark owned and licensed by Fairtrade International. The FAIRTRADE Cotton Mark must not be copied, reproduced or otherwise used without receiving prior written permission from Fairtrade International or its designated sublicensing bodies, the National Fairtrade Organizations.

© Fairtrade International 2018

## Disclaimer

All artwork in these guidelines depicts the FAIRTRADE Cotton Mark with an ® symbol, signifying that the Mark is registered as a certification mark or as an individual trademark.

In markets where the FAIRTRADE Mark may not be registered, the ® must be removed from the design. Please contact your licensing body about certification mark or trademark registration in your country, details are on the right.

No other symbols, for example ™, are to be appended instead of the ®.

## Credit

Design  
Fairtrade International  
PMS  
Britta Frühling / [www.fruhling.co.uk](http://www.fruhling.co.uk)

Photographer  
Sean Hawkey

# 改定履歴

Version	日付	改定理由
1	2009年11月1日	新規作成
1.1	2013年8月1日	新認証ラベルへの差し替え(一部表示例を除く)
1.2	2015年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定書番号の変更(R-008からR-08)</li> <li>・「ラベル使用規定(コットン)」から「国際フェアトレード認証ラベル使用規定(コットン製品)」に規定書名を変更</li> <li>・R-01 用語規定V3.0の変更を反映</li> </ul>
2.0	2016年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定書の名称を「国際フェアトレード認証ラベル使用規定(コットン製品)」から「国際フェアトレード認証コットンラベル使用規定」へ変更。</li> <li>・認証ラベルの名称を「国際フェアトレード認証ラベル(コットン専用)」から「国際フェアトレード認証コットンラベル」へ変更</li> <li>・コットン認証ラベルのデザイン変更を反映</li> <li>・「FAIRTRADE Cotton Mark Guidelines」Issue 1の内容を反映。</li> </ul>
3.0	2019年6月1日	コットン認証ラベルデザインのリニューアルに伴い改定された、「FAIRTRADE COTTON MARK GUIDELINES」Issue 3–Octorber 2018*の内容を反映。(*Fairtrade International 発行)
3.1	2021年6月21日	
4.0	2025年10月13日	「FAIRTRADE COTTON MARK GUIDELINES Issue 4 – Winter 2024–2025*の内容を反映。(*Fairtrade International 発行)